

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

低圧電気取扱い（活線作業を除く）特別教育ご案内

「低圧の充電回路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉部の操作の業務」を行う場合には、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条に基づく特別教育を必要とする業務になりますので、低圧電気取扱い業務特別教育を修了した者でなければ業務に就くことができません。

なお、経済産業省の所管である電気工事士免許を取得していても、低圧電気取扱いの業務等に就く場合は、低圧電気取扱い業務特別教育を修了していることが必要となりますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

この特別教育の対象となる「低圧」とは、交流で600V以下、直流で750V以下の電圧をいいます。

記

1. 日 時 令和7年9月22日（月） 8時50分～18時05分
2. 場 所 山口市矢原1284-1
ポリテクセンター山口
3. 定 員 30名（定員になり次第締め切ります）
4. 低圧電気（活線作業を除く）特別教育のカリキュラム

科 目	範 囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電回路の防護 作業員の絶縁保護 停電回路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実 技	開閉器の操作の業務等	1 時間

※実技教育は、「低圧の活線作業及び活線接近作業の方法」について、7時間以上必要ですが、当該特別教育については、開閉器の操作の業務のみを行う者を対象として、1時間の教育を行います。

5. 受講料等 受 講 料 9,900円
 テキスト代 建災防山口県支部会員 0円（2号会員は除く）
 非 会 員 1,210円

6. 修了証 講習修了者には「修了証」を後日交付します。
7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。
 受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。